

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月9日

【会社名】 日本ペイント株式会社

【英訳名】 NIPPON PAINT CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 酒 井 健 二

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀北2丁目1番2号

【電話番号】 06 6455 9141

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 赤 木 勤

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区南品川4丁目1番15号

【電話番号】 03 3740 1110

【事務連絡者氏名】 東京事業所長 山 口 一 夫

【縦覧に供する場所】 日本ペイント株式会社東京事業所
(東京都品川区南品川4丁目1番15号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成26年2月3日開催の取締役会において、当社による子会社取得について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書(なお、平成26年2月25日付をもって提出した臨時報告書の訂正報告書により訂正されております。)を提出いたしました。

この度、当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、中国・マレーシア・シンガポールに所在する複数の合弁会社に係る持分譲渡契約の締結を決議し、同日付で当該持分譲渡契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

(訂正前)

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、Wuthelam Holdings Ltd.(以下「Wuthelam社」といいます。)及びその代表者であるGoh Hup Jin氏との間で、当社とWuthelamグループの協業関係の強化についての協議を進めてまいりましたが、平成26年2月3日開催の取締役会を経て、同日付で、Wuthelam社及びGoh Hup Jin氏(以下、総称して「Wuthelam社ら」といいます。)との間で、当社とWuthelamグループとで運営するアジア地域の合弁会社の更なる企業価値向上と当社とWuthelamグループとの協業関係の深化、及びそれらを通じた当社の企業価値の向上を目的として、中国・マレーシア・シンガポールに所在する複数の合弁会社(以下「本合弁会社」といいます。)の持分取得を通じた当社によるマジョリティ化(以下「本合弁会社持分取得」といいます。)を含む、アジア地域における本合弁会社の出資比率の見直し等を行うことに向けた方針について合意するとともに、Wuthelam社の100%子会社であるNipsea International Limitedを割当先とした第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を行うことを合意し、これらの提携(以下「本提携」といいます。)に関し、戦略的提携に関する基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)を締結することを決議いたしました。

本提携によって、当社の塗料技術と、Wuthelamグループがアジアに関して有する知見や販売網を活用しながら、当社事業の拡大、オペレーションの効率化、新市場の開拓等に向けた戦略の拡充と実行を図り、塗料業界におけるグローバルトップメーカーを目指してまいります。

- 1 なお、当社は、本基本合意書締結後に一定の範囲内において本合弁会社に関する確認的なデュー・デリジェンス調査(以下「本件調査」といいます。)を実施し、その結果を踏まえて持分譲渡契約(以下「本持分譲渡契約」といいます。)を締結する予定です。但し、本件調査の結果、当社が本基本合意書締結時点で認識していなかった本基本合意書に企図する取引の実行の妨げとなる重大な事由が発見された場合には、当社及びWuthelam社らは、その対応につき誠実に協議するものとされ、かかる協議が調わなかった場合その他本基本合意書の詳細条件につき、誠実な協議を尽くしたにもかかわらず合意できない場合には、いずれの当事者も、本持分譲渡契約を締結する義務を負わないものとされており。
- 2 本基本合意書において、当社は、Wuthelam社らとの間で、平成26年2月3日から1年以内に本合弁会社持分取得を実行することを合意しております。また、本合弁会社持分取得は、当社が届出又は許認可等の申請をする各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等が全て得られることが、実行の前提条件とされており。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額 (注)

本合弁会社 8 社の持分	103,300,000,000円
___ アドバイザリー費用等	1,128,642,000円
合計(概算額)	104,428,642,000円

(注) 1 本合弁会社 8 社とは、以下の 8 社をいいます。

Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.
Nippon Paint (China) Co., Ltd.
Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.
Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.
Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd.
Paint Marketing Co. (M) Sdn. Bhd.

Nippon Paint (Malaysia) Sdn. Bhd.
Nipsea Technologies Pte. Ltd.

- 2 当該アドバイザー費用等は本提携に係るアドバイザー・フィー、登録免許税及び弁護士費用等を記載しております。
- 3 本合弁会社 8 社の各社の持分毎の対価の額については、本件調査の実施後、その結果を踏まえて締結される予定の本持分譲渡契約において規定される見込みです。

(訂正後)

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、Wuthelam Holdings Ltd.(以下「Wuthelam社」といいます。)及びその代表者であるGoh Hup Jin氏との間で、当社とWuthelamグループの協業関係の強化についての協議を進めてまいりましたが、平成26年2月3日開催の取締役会を経て、同日付で、Wuthelam社及びGoh Hup Jin氏(以下、総称して「Wuthelam社ら」といいます。)との間で、当社とWuthelamグループとで運営するアジア地域の合弁会社の更なる企業価値向上と当社とWuthelamグループとの協業関係の深化、及びそれらを通じた当社の企業価値の向上を目的として、中国・マレーシア・シンガポールに所在する複数の合弁会社(以下「本合弁会社」といいます。)の持分取得を通じた当社によるマジョリティ化(以下「本合弁会社持分取得」といいます。)を含む、アジア地域における本合弁会社の出資比率の見直し等を行うことに向けた方針について合意するとともに、Wuthelam社の100%子会社であるNipsea International Limitedを割当先とした第三者割当による新株式の発行を行うことを合意し、これらの提携(以下「本提携」といいます。)に関し、戦略的提携に関する基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)を締結することを決議いたしました。

本提携によって、当社の塗料技術と、Wuthelamグループがアジアに関して有する知見や販売網を活用しながら、当社事業の拡大、オペレーションの効率化、新市場の開拓等に向けた戦略の拡充と実行を図り、塗料業界におけるグローバルトップメーカーを目指してまいります。

- 1 なお、当社は、本基本合意書締結後に一定の範囲内において本合弁会社に関する確認的なデュー・デリジェンス調査を実施し、その結果を踏まえて平成26年5月9日付で持分譲渡契約を締結いたしました。
- 2 本基本合意書において、当社は、Wuthelam社らとの間で、平成26年2月3日から1年以内に本合弁会社持分取得を実行することを合意しております。また、本合弁会社持分取得は、当社が届出又は許認可等の申請をする各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等が全て得られることが、実行の前提条件とされております。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

<u>Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.の持分</u>	<u>77,000,000,000円</u>
<u>Nippon Paint (China) Co., Ltd.の持分</u>	<u>3,700,000,000円</u>
<u>Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.の持分</u>	<u>4,400,000,000円</u>
<u>Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.の持分</u>	<u>2,400,000,000円</u>
<u>Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd.の持分</u>	<u>2,586,000,000円</u>
<u>Paint Marketing Co. (M) Sdn. Bhd.の持分</u>	<u>3,000,000,000円</u>
<u>Nippon Paint (Malaysia) Sdn. Bhd.の持分</u>	<u>10,200,000,000円</u>
<u>Nipsea Technologies Pte. Ltd.の持分</u>	<u>14,000,000円</u>
<u>アドバイザー費用等 (注)</u>	<u>1,128,642,000円</u>
合計(概算額)	104,428,642,000円

(注) 当該アドバイザー費用等は本提携に係るアドバイザー・フィー、登録免許税及び弁護士費用等を記載しております。

以上